# 学校生活について

# 1. 塩津小学校の教育

# 長浜子どものちかい・長浜子育て憲章

長浜市では、子どもたちが夢と希望を持ち、いきいきと健やかに育ってほしいという強い願いを込めて「めざす子ども像」を掲げるとともに、子どもたちの豊かな心と生きる力を育むための子育て・子育ちの指針として、「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」を策定しました。

# めざす子ども像

- 一、夢や目標をもち、それに向かって努力する子
- 一、思いやりのある心のやさしい子
- 一、ふるさとを愛し、誇りをもって生きる子

# 長浜子どものちかい

\*わたしたちはちかいます\*

- 一、元気にあいさつをします
- 一、名前を呼ばれたら「はい」と返事をします
- 一、「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおに 言います
- 一、困っている人がいたら言葉をかけます
- 一、人の話をしっかり聞きます

# 長浜子育て憲章

\*おとなが実践します\*

- 一、子どもに誠実に生きる姿を見せます
- 一、見守るまなざし、叱る勇気を大事にします
- 一、ルールとマナーを教え、奉仕の心を育みます
- 一、自然や人々に感謝の心でふれあう子ども を育てます
- 一、長浜に誇りをもち、地域に貢献する子ども を育てます

子どもは、私たちの宝です。生命を受け継ぎ、未来を切り拓く存在です。 市民ぐるみで、子どもの健やかな成長を願い、たくましく生きる子どもたちを育てましょう。

長浜市

「長浜子どものちかい」については、社会を生きていく上で、人として子どもたちに 確実に身につけてほしい行動や心構えを子どもの視点から約束する形で定めたものです。

「長浜子育て憲章」については、長浜の未来を切り拓き、次代を担う大切な宝である子どもたちを育て導くのは大人の役目であり責務であることから、子育てにおいて、大人自身が自らを振り返りながら、子育てで大切にしたいことや身につけてほしいこと、子どもとの接し方や心構えなど、子育てのより所として定めたものです。

### 2019年度 塩津小学校学校経営全体計画 (構想)

### \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_学校教育目標 心豊かで**たくましく**

『知・徳・体』の調和のとれた塩っ子の育成

### 【めざす学校像】

- ○学ぶ喜びをつくりだす学校
- ○礼儀と思いやりのある学校
- ○地域共に歩み信頼される学校

## めざす子ども像 【めざす教師像】 主体性のある『元気な塩っ子』

- ○児童とのふれあいを大切にする教師
- ○言葉だけでなく率先垂範できる教師 ○児童・保護者・地域から信頼される教師
- し:しっかり学習する子 お:思いやりを表せる子 つ:つよい心と体をもつ子

### 経営の方針

- (1) 子どもの学ぶ力を高める教師力の向上
  - ・新たな教育課題に対応した教職員の資質向上と指導力の強化
  - ・校内研究の充実と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- (2) 集団づくりや体験活動の充実による豊かな人間関係力の育成
  - ・たてわり活動や学級活動等の仲間づくりを通した豊かな心や人権感覚の育成
  - ・よりよい学校生活を築くための自主的・実践的な態度および自治的能力の育成
- (3) 学校と地域の特性を生かした教育の創造
  - ・学校運営協議会を核として地域の教育資源等の活用や関係機関・団体との連携
  - ・家庭や地域社会の理解と協力を深め、開かれた学校づくり・特色ある学校づくりの推進
- (4) 学習環境の美化・整備

# 具体的方策

# 「自己指導力をはぐくむ生徒指導の推進)

#### し:しっかり学習する子

#### ①基礎学力の定着

②学ぶ楽しさ、わかる喜びが実感できる授業 ②生徒指導の機能を生かした授業

@基礎を培うSUT活動

の家庭学習の習慣化

#### お:思いやりを表せる子 Φ豊かな心を育む道徳教育の充実

- ②人権意識の高揚(学級集団づくり)
- ②豊かな人間関係を築くたてわり活動の充実
- **多**い じめを許さない風土づくり
- ⑤特別支援教育の推進(インクルーシブ教育)

つ:つよい心と体をもつ子 の望まい学習慣・生活習慣の形成

(学習規律、あいさつ、そうじ、くつ揃え等) ②やりとげる力 あきらめない強い心の育成 ③体力向上を図る体育科の授業・

すこやかタイムの充実・体力テストの検証 多間検予知能力、危険回避能力の育成

学ぶカづくりプロジェクト

仲間づくりプロジェクト

(体力・環境づくりプロジェクト

#### 魅力と活力があり、地域に信頼される学校

#### 自然・地域と共生する力の育成

- ・地域の歴史、自然、文化や人にふれ、ふるさとを大切にする心の育成
- ・家庭、地域社会との連携・協力、情報発信
- ・園・小・中のつなぎを踏まえた連携

○地域と共にある学校:学校運営協議会 学校支援ボランティア 各団体

○安全・安心を守る学校:安全点検の徹底 防災体制の確認

関係機関・団体との連携(スクールガード 警察 消防署 等)

生徒指導・教育相談体制の充実 情報モラル指導

○危機管理意識の高揚:安全意識の高揚(交通安全・生活安全・防災安全)先手の生徒指導

服務規律の徹底(4大不祥事) 危険予知能力・危険回避能力の育成

# 2. 日課表

臨時的に変更となる場合もあります。

# 塩津小学校

# 日課表

	月•火•木•金		すこや	<sup>や</sup> かタイム
すこやかタイム	* 8:15 ~	8:30	<b>須読</b>	書
朝の会	8:30 ~	8:45	<u>(v)</u> 9",	シュ・マラソン
1校時	* 8:45 ~	9:30	泳 読:	書
2校時	9:35 ~	10:20	★ □-	プ <sup>°</sup> シ゛ャンフ <sup>°</sup>
中休み	* 10:20 ~	♪10:30	金 詩	の暗唱
3校時	* 10:35 ~	11:20		
4校時	11:25 ~	12:10	;	* チャイム
給食	* 12:10 ~	12:50	•	)音楽
昼休み	* 12:50 ~	<b>♪</b> 13:20		
そうじ	* 13:25 ~	13:40	7	火
SUT	* 13:45 ~	13:55	* 13:30	<b>~</b> 13:40
5校時	* 13:55 ~	14:40	* 13:40	<b>~</b> 14:25
<b>月帰りの会</b>	*14:40 ~	14:50	* 14:25	<b>*</b> 14:35
6校時	14:45 ~	15:30	下校	14:40
<b> 月6校時</b>	* 14:55 ~	* 15:40		
帰りの会	* 15:30 ~	* 15:40	* * *バス* * * 14:53	
下校	15:45		16:	

# 3. 主な学校行事等 (2020年度予定)

4 月	5 月	6 月
入学式・始業式 検尿・検便① 学習参観日・PTA総会 家庭訪問 内科検診	6年修学旅行 歯科検診 検尿・検便② 3年工場見学	奉仕作業(PTA役員) 学習参観・字別懇談会 5年フローティングスクール ウオークラリー プール開き
7 月	8 月	9 月
4年やまの子 個別懇談会 終業式 市水泳記録会	愛校作業(PTA) 2学期始業式	運動会
1 0 月	1 1 月	1 2 月
市陸上記録会 資源回収(PTA) 祖父母学習参観 5年自動車工場見学 4年琵琶湖一周 1,2年長浜市街遠足	塩っ子祭り 市子ども美術展	3年浅井歴史民俗資料館 見学 個別懇談会(希望者) 終業式
1 月	2 月	3 月
3 学期始業式 5・6 年スキー教室	6年生を送る会	卒業式 修了式 離任式

このほかにも次のような行事が予定されます。 全学年

- ひびきあい活動
- ・各種保健検診・検査
- ・縦割り活動
- 避難訓練



年度や学習内容により変更になる場合もありますので、詳細は案内文書等をごらんください。

# 4. 入学の諸準備について

- (1) 入学前に身につけておいていただきたいこと
  - ① 自分の名前をひらがなで読み書きできる。(縦書き・横書きともに)
  - ② 数は10まで数えられる。(具体物で)
  - ③ 自分の言いたいことがはっきり言える。

「・・・がしたいです。」「・・・が痛いです。」など

- ④ 保護者の名前や自分の住所(字名)連絡先が言える。
- ⑤ 自分の身の回りのことが一通りできる。
  - ・一人で起きる、朝食後すぐに歯磨き、洗顔、排便ができる。
  - ・自分で服を脱いだり、着たり、後始末ができる。
  - ひもを結んだり、ほどいたりできる。(ちょうちょ結び)
  - ・食前や用便後の手洗いができる。
  - ・トイレの後に水を流すことができる。
- ⑥ 右と左の区別ができる。
- ⑦ 「はい」という返事がはっきりとできる。
- ⑧ 簡単な挨拶ができる。「おはようございます」「こんにちは」 「さようなら」「ありがとうございました」「ごめんなさい」など
- ⑨ 給食は20分程度で終われる。(お家では、朝食や昼食に相当)
- ⑩ 給食はできるだけ何でも食べられる。 (嫌いなものでも食べられる。)
- ① 給食は自分の食べられる量の見当がつけられる。

### (2)健康と安全について

- ①健康診断で指摘を受けたところは受診してください。
- ②通学道路と通常の通学方法を現地で教えてあげてください。
  - ・ 横断の方法や危険個所
  - ・バスの乗り方やマナー (バスの直前直後の横断はしないことなど)
  - ・スクールガードの方の注意を良く聞くこと。
- ③登下校時の車での送迎は、病気・けがや用事があるとき以外はしないでください。
- ④けがや病気などで緊急を要する場合について。 (緊急カード)
- ⑤緊急連絡メールについて。 (入学後に知らせします。)
- (3)服装・持ち物について(塩津小学校のきまり参照)

学校生活は、常時体操服です。

上着は、式と気温が低いときに着用します。

- ※①③⑨は、指定されたものですので、 販売店(いとやさん)でお求めください。
- ① 上 着 ・紺色の標準服 (男女同一で兼用型のもの)
  - ・入学式、始業式、終業式、修了式、卒業式などには必ず着用
- ② 名 札 ・標準服の左胸ポケットに直接つける。
  - ・入学式の受付でお渡しします。



# ③かばん ・黄色のリュック型







※ 防犯ブザー・熊よけ鈴 市教委より支給されます。入学式にお渡しします。 壊れた場合は、各自で購入し必ず毎日携帯するよう にしてください。

- ④通学用の帽子 自由 ※冬は毛糸の帽子にかえてもよい。 (黄色の帽子は支給されません。)
- ⑤雨 具 ・黄色のカッパ (傘の使用は3年生以上)
- ⑥上 靴 ・つま先の青いバレーシューズ (いとやさんにもあります)



☆記名するところ 横書き <u></u> 縦書き



- ⑦下 靴 ・運動ができるような靴下駄箱・・・上の段=上靴 下の段=下靴入れ方=つま先を奥にする。トレイにきちんと入れる。
- ⑧上靴入れ ・大きめのもの (体育館シューズを一緒に入れる時があります。)

## ⑨体操服 (通学服と兼用)

規定のもの 夏季・・・短 冬季・・・長 ※半袖・長ズボンなど体調に合わせて着用









☆ 記名するところ

シャツ・・・校章の下1 cmの位置に白い名札の布を縫いつける。 (白地の布 1.7 cm×6 cm) パンツ・・・ポケット部分の裏生地に記名する。



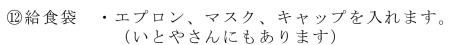


- ⑩赤白帽子 ・体育、清掃時などでかぶる。
  - 記名。
  - ・フックにつけるひも(8㎝程度)をつけ てください。





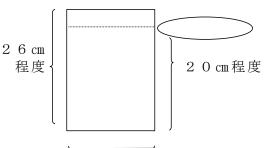
白色のバレーシューズ ①体育館シューズ (外用や色靴は禁止)



・週末に持ち帰ります。





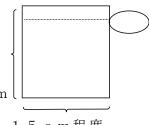




20cm程度

### ③コップ袋

- ・はし、はし箱、コップ、 歯ブラシ、歯磨き用チューブ を入れます。
- ・毎日持ち帰ります。15~20cm





15cm程度

⑭ざぶとん (毎日使うものです。) ゴムなどの取り付け部分をしっかり縫いつけてください。

3 6 cm×3 6 cm程度



## 15図書の本借り出しバック





- 手提げタイプ
- B4が入る大きさ
- 2 7 cm×3 6 cm程度
- ・こども園で使っていた ものでも可。

-8-

# 16雜巾(2枚)

・吊り下げ用のひものついた 洗濯ばさみをそれぞれにつ ける。



洗濯ばさみ ひも付き



## (4)学用品について

- ① 鉛 筆 Bを5本程度(1時間ごとに1本をめやすに)
- ② ネームペン
- ③ 消しゴム 普通の形で、においなど変わったものがついていないもの。
- ④ 定規 透明のもの。
- ⑤ 筆 箱 飾りのない、簡単で丈夫な標準型のもの。

※仕掛けのあるものは手なぐさみのもと。壊れやすい。 (布製やかんケースは避ける。鉛筆キャップは不要。)





□ ④⑤ かごは学校で一括 購入します。

⑥クレパス(16色)、水性サインペン(12色)

※こども園で使用していたものでも可。

なくなっている場合やかけなくなっている場合は、補充してください。

⑦はさみ、のり

※こども園で使用していたものでも可。

⑧色鉛筆(12色)

### (5)学校でまとめて購入するもの

- ① 粘土 490円、粘土ケース 200円、粘土工作板 380円 ※粘土工作版は、小学校を卒業した兄や姉のものがあれば、それでも結構です。
- ②さんすうらんど 2,050円(記名をお願いします。)
- <数の学習セット1,220円、けいさんかあど310円、とけい380円、算数バッグ410円>
- ③机用引き出し 740円





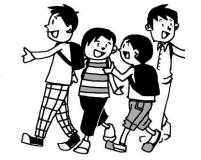




# 5. 登下校について

交通安全について、学校では以下のように指導しています。生命や身体にかかわることですので、家庭でもご指導ください。なお、児童の安全のため、下校時も学年による集団下校をしています。

- ・きめられた通学路を歩かない。
- ・危ない所へ行かない。
- ・他の家の中に入らない。
- ・みんなの迷惑にならないよう、自分勝手なことをしない。
- ・交通ルールをしっかり守る。 (右側通行・信号の守り方・横断の仕方)
- ・自転車は正しく乗る。
- ・防犯ブザーの所持をする。



- \*通学路は事前に教育委員会に届け出ています。
- \*遅刻・早退の場合は、正面玄関からの出入りとなります。

# 6. 欠席するとき

欠席と連絡方法

病気や家の都合で学校を休む時は、必ず保護者が学校へ電話連絡してください。

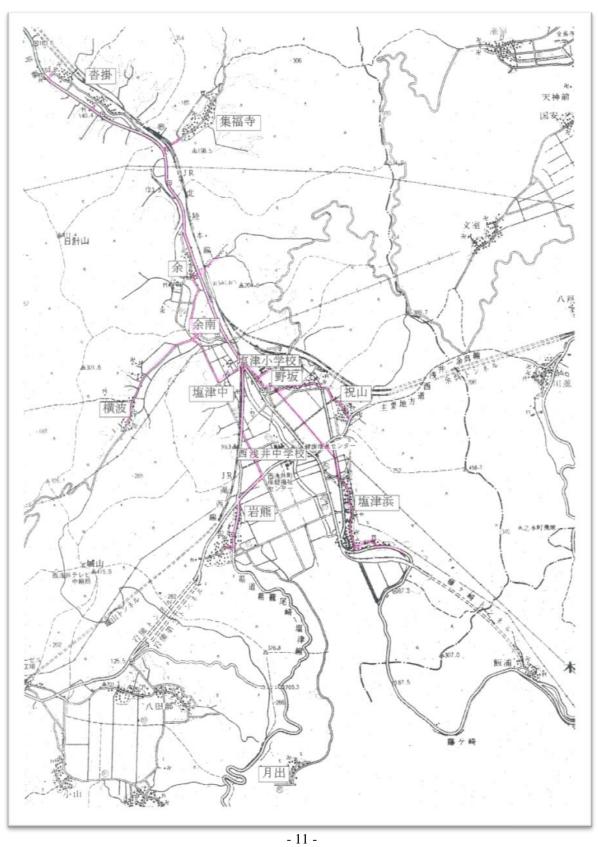
- ・8時15分ごろまでに連絡をしてください。
- ・登校班の班長にも欠席や遅刻することを連絡してください。
- ・放課後児童クラブへも必ず連絡してください。

○年○番 ○○○○ですが、○○○○のため (欠席・遅刻・早退) します。

参考例

# 7. 通学路

# 塩津小学校 通学路



# 8. 臨時休業について

# 気象災害が起こりそうなとき (台風の接近など)

台風の接近などで、次の警報が発令された場合、

学校は、時間帯によって臨時休業の措置をとります。

- ●滋賀県あるいは滋賀県北部に<u>暴風を含む警報</u>が発令されている場合
- ●長浜市に特別警報が発令されている場合



時間帯	対応
警報が午前7時までに解除	通常どおり登校させてください。
警報が午前7時の時点で発令中	臨時休業 <u>(非常連絡等は行いません)</u> 児童を登校させないでください。

### 注釈 1

- ○午前7時までに、特別警報が解除された場合や警報が発令されていない場合でも、気象状況やその推移、影響等を考えて、臨時休業、自宅待機、始業時刻の繰り下げ等を行うことがあります。その場合は、メール配信で午前7時頃までに連絡をします。なお、諸事情により、連絡が午前7時より遅れることがあるかもしれませんが、ご了承ください。
- ○「大雨・洪水・大雪等の警報」や各種注意報が発令された場合、原則として通常授業を行います。ただし、河川の氾濫や道路の破損等、通学上、危険が予想される場合は、その状況により自宅待機、始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがありますので、ご了承ください。危険な状態を目撃された場合は、直ちに学校へご連絡ください。
- ○登校後、「暴風警報」「特別警報」が発令されることが予想される場合は、下校時刻を繰り上げるなどの措置をとることがあります。その場合もメール配信でお知らせします。
  - ※台風接近時は、気象状況が刻々と変化します。テレビ等 の気象情報に十分ご留意ください。



# 9. メール配信システムについて

### 1配信情報

非常災害や犯罪被害の発生通知等および学校長が必要と判断する連絡事項を配信します。

### 2登録および解除の方法

- (1)登録を希望された保護者の方は、手順に従って登録を行ってください。なお、 本メール配信システムは、本校にお子様が在籍されている保護者の方、スクー ルガード、放課後児童クラブ、教職員が利用できます。
- (2) 解除をご希望される場合は、各校園の担当者まで直接お申し出ください。

### 3登録期間

登録の有効期間は、毎年年度末(3月末)までとなっています。新年度になりましたら改めて継続、新規のご案内をします。

### 4利用上の注意

- (1)このメールサービスは、各校園からの情報発信のみで、送信したアドレスに対して返信はできませんのでご留意ください。
- (2) このサービスには、保護者の皆様がメールの内容を確認したかどうかの確認機能がついています。メールの受信確認をお願いする場合は、配信されたメールの本文中にある案内にしたがって、該当事項にチェックし送信してください。
- (3)メールアドレスの変更や登録内容を変更される場合は、各校園に申し出てください。
- (4)年度途中で他校へ転校された場合は、必ず解除の手続きをしてください。解除 されない場合は、学校で削除することもあります。市内の他校へ転校された時は、 必要に応じて改めて転校先の学校で登録してください。
- 6年生保護者の方につきましては、卒業後新年度に移行しましたら、学校で一括削 除します。
- (5)携帯電話の電波状態や通信事業者のシステムなどの条件によって、着信に障害 が発生したりする場合があります。
- (6)迷惑メール対策等で着信制限をされている場合は、登録できないことがあります。その場合は、別紙「携帯電話ドメイン設定変更方法」でお持ちの携帯機種に応じて操作を行ってください。

### 5個人情報の取り扱いについて

(1)個人情報の収集内容と利用目的

校園から保護者に必要な緊急情報をメールにより配信するのに必要なお子様のお名前、保護者氏名、学年・組、メールアドレスを取得します。

(2) 第三者利用の有無

取得した個人情報は、万全のセキュリティ体制で取り扱い、下記の場合を除き、 校園から保護者へのメール配信以外は利用しません。

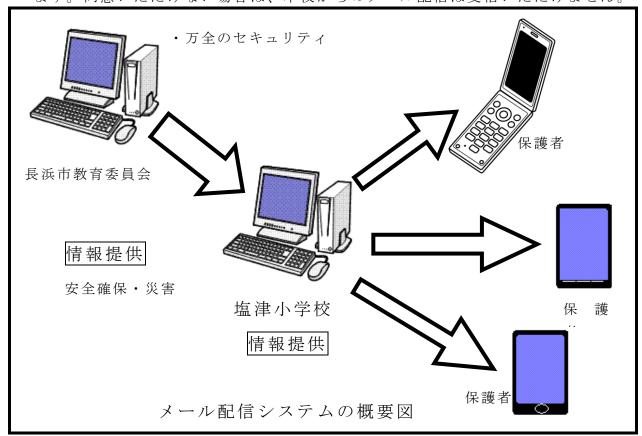
- ①本人の同意を得た場合
- ②登録者の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③公衆衛生・幼児児童生徒の健全育成に特に必要な場合
- (3) 個人情報に係る照会・修正・削除についての連絡先と対応方針 以下の連絡先に電話にてご連絡ください。

個人情報管理責任者の連絡先

塩津小学校長電話:88-0013

(4) 本規約の同意について

本システムへの登録ボタンを押した場合に、規約に同意いただいたものと見なします。同意いただけない場合は、本校からのメール配信は受信いただけません。



### PTA生活保体部

# 1 校内生活について

# (1) 服装

# ①通学や校内生活は体操服とする。

夏期・冬期の区別なく、気候や体調に合わせて着用する。

入学式・卒業式・始業式・終業・修了式・離任式には、標準服を着用する。 室内は、標準服、または体操服で過ごす。

清掃は、標準服を脱いで、赤白帽子でする。

標準服の下にフード付きでない服を着てもよいが、それを上着としては使わない。

# 2帽子について

登下校には、必ず帽子を着用する。

# 3名札について

標準服(上着)には、学校指定の名札をつける。

体操服には、所定の位置に氏名を見やすく黒色で記入する。

### <体操服>

名札の大きさは、縦1.7センチ×6センチ

トレーニングシャツは、左胸 校章の下1cm位置

トレーニングズボンは、裏生地のポケットの名前を書く場所

## 4赤白帽子について

紐を付けて着用する:体育・清掃・すこやかタイム・その他

### 5上靴について

上靴は体育館シューズと校内用に指定のものを使用する。 甲の部分とかかと部分に記名する。

### 6給食時について

給食は、エプロン、帽子、マスクを着用する。 給食終了のチャイムまでは、遊びに行かない。

# (2) 校舎の使用について

- ●施錠している特別教室への出入りは、先生に申し出る。
- ●児童がどうしても家庭へ連絡しなければいけない時は、担任に申し出る。
- ●学校のものを壊したときは、先生に必ず届ける。教頭先生に破損届けを提出し、場合によっては弁償する。
- ●帰宅後、再び校舎に入るときは、職員室に連絡する。
- ●下校は集団でする。
- ●ガラスの近くや、壊れやすい物がある所でのボール遊びや雪玉遊びはしない。
- ●上靴で行けるところ、行ってはいけないところの区別をつける。 レンガのところは、上下兼用とするが、玄関・昇降口を除き、できる限り、 下靴で歩くことをさける。
- ●なかよし広場(前庭)では、ボール遊びはしない。
- ●ふるさと公園のいのししの柵より向こう側へは行かない。西側階段の南の森の中、入り口西の藪には行かない。応昌寺に向かう遊歩道は使わない。 ローラーすべり台・ジャングルジムは使用してもよい。
- ●運動場へ出るときは校舎の北側より行く。廊下や正面玄関から出ない。
- P C 室・音楽室は、学習目的のみの使用で担任の先生の許しを受けたら休み時間でも使える。

《校内生活のきまり》塩っ子よい子のやくそくを月目標にして、全校で取り組む。

# 塩津小よい子のやくそく

- ·明るくあいさつ (OKSA) しましょう
- ・人の話は相手を見てしっかり聞きましょう
- ・そうじをいっしょうけんめいしましょう
- ・あとしまつをしっかりしましょう
- ・ろうかをしずかに歩きましょう
- ・言葉づかいに気をつけましょう
- ・外で元気にあそびましょう

# 2 校外生活について

- ①外出について
  - ●子どもだけでは、学区外に出ない。
  - ●子どもだけの移動は 1・2年は字内、3年は隣の字まで(集福寺・沓掛を除く)、4年生からはどの字へも行くことができる。
  - ●塩津浜-余の間は国道(国道の歩道)を通らず、通学路を利用する。塩津 浜-岩熊の間はローソンと湖北モータースの信号を横断して行くことが できる。
  - ●国道の横断方法:近江塩津駅の信号、学校前の信号、湖北モータースの信号を渡る。

## ②安全について

- ●危険なところで遊ばない。
- ●危険な遊びはしない。
- ●お店や友だちの家へは、家の人の許可を得て行く。
- ●魚釣りなどは家の人に許可をもらって、複数で、帰宅時間を告げてから行 く。
- ●知らない人に声をかけられても絶対について行かない。
- ●遊びに行く時は、家の人に「どこへ」「だれと」「いつごろ帰るか」をはっきり言って防犯ベルを持って出かけるようにする。
- ●自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶる。

# 3 その他

- ●学校には、ゲームカセット・CD・マンガ等、学習に必要でないものは持ってこない。
- ●シャープペンシルは、どの学年でも使用しない。
- ●1・2年は赤鉛筆、3~6年は赤と青のボールペンを使用。 マーカーは4年以上で使う。
- ●筆箱には、鉛筆・赤鉛筆などと、消しゴム、直定規1本を入れる。
- ●キーホルダーは筆箱に付けない。カバンに付けるのはお守り以外に1つだけにする。
- ●使い捨てカイロは貼るタイプの物を使う。使用済みを捨てるときは家に持 ち帰る。
- ●SNSのあつかいに注意する。情報モラルをまもる。

# 健康・安全について

# 1. 学校給食について

# (1) <u>学校給食センターより</u>

長浜市では、学校給食センターで調理された、安全でおいしい給食を子どもたちに提供しています。給食は、長浜北部学校給食センターで作っています。

### 《長浜北部学校給食センター》

【所在地】長浜市高月町高月684番地1

【連絡先】電話:85-2001 FAX:85-2120

【事業内容】 郷土食 ・国際食 ・セレクト給食 ・地場産物利用食

リクエスト給食

### 1. 学校給食の目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事において正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

### 2. 学校給食の栄養

学校給食の栄養量は、1日の必要量の約1/3を基準として文部科学省が示しています。特に不足しがちなカルシウムは、「食事摂取基準」の推奨量の 50%を基準値とされています。

### 3. 献立について

献立表は、毎月初めに配布します。

毎日、牛乳 (200cc) または、発酵乳 (ヨークなど)

がつきます。成長期に必要なカルシウム、ビタミン類、たんぱく質を補います。

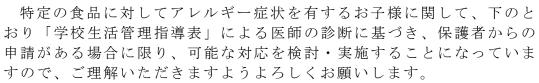
### 4. 給食に必要な持ち物

給食袋のエプロン、帽子、マスクは、週末に持ち帰りますので、洗濯をして月曜日に 持たせてください。

毎日、コップ袋に箸、コップ、ナフキン、歯ブラシ、歯磨きチューブを持たせてください。

# (2)食物アレルギーの対応について

平成26年度より長浜市では、学校給食における食物アレルギー対応 につきまして、全市的な「長浜市園・学校給食における食物アレルギー 対応マニュアル」を策定し、マニュアルに則り対応することとなってい ます。





# アレルギー対応について

- (1)アレルギー対応食を希望する保護者は医療機関を受診し「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉で診断、指示を受ける。
- (2)「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉および「食物アレルギー対応申請書」を園・学校へ提出する。
- (3)申請書のあった園児・児童・生徒の保護者に対して、個別面談を実施する。 (※前年度から継続の場合は必要と判断された場合に限ります) 」
- (4)園・学校から「食物アレルギー対応の決定通知」を送付するので、その内容を確認 のうえ、「食物アレルギー対応同意書」に署名・捺印をし、園・学校に提出する。
- (5)ひと月分の給食の「予定材料表」で、保護者はアレルギーのある食材のチェックをする。「除去食・代替食表」に必要事項を記載し園・学校に提出する。
- (6)保護者・学校(園)・給食センターが「除去食・代替食表」の情報を共有する。 ↓
- (7)アレルギー対応食を提供する。

学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものです。 保護者の希望に沿ってのみ行うものではありません。

# 2. 保健室からのお知らせ

## (1) 就学前に

① 基本的生活習慣を

生活習慣や毎日の生活のリズムは心理面や身体面に大きな影響を与え、健康にも影響を与えます。お子さんが、学校生活を楽しく生き生きと過ごすためには、家庭での生活が大切です。よい生活習慣が身につくように御配慮ください。

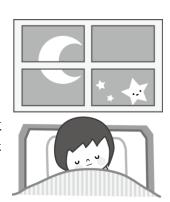
### ②生活のリズムを

- ・起 床 曜日に関係なくいつも決まった時刻に起きられるようにしましょう。 そして、洗顔もさせましょう。
- ・朝 食 朝食は、午前中の勉強を支える脳の栄養です。また、遊んだり運動し たりするエネルギーになります。必ず朝食は食べさせてください。
- ・歯磨き 食後には歯磨きをする習慣をつけましょう。
- ・排 便 朝食後など毎日、トイレへ行く習慣をつけさせましょう。
- ・運 動 小学校の頃は、発育がめざましく体力づくりの大切な時期です。天気 のよい日はなるべく薄着で十分外で遊ばせましょう。 (太陽の光は骨 を強くします。)
- ・睡 眠 低学年では、9~10時間程度の睡眠をとることが必要です。大人の 生活につきあって、就寝時間が遅くならないように気をつけて、早寝 早起きをさせてください。
- ・うがい 体を清潔にするとともに病気の感染を防ぐことが大切です。 トイレの後、遊びの後、帰宅後、食事の前などに手洗い、うがいを する習慣をつけてください。

### (2) 入学後の生活の中で

### ①登校前の健康観察

登校直後から体の不調を訴える子がいます。毎朝お子さんの表情や食欲など様子を見てあげてください。調子が悪い時は、体温を測るなどして状況によっては医師の診察を受け家庭で充分休ませてください。



### ②学校感染症による出席停止

・学校保健安全法により医師から下記の診断があった時は、「出席停止」の取り 扱いになり<u>感染症罹患による欠席報告書</u>を提出していただきます。用紙をお渡 ししますのでお知らせください。

ホームページから用紙をダウンロードしていただくこともできます。ご活用ください。

インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱 風疹・流行性角結膜炎・水痘・結核・腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎・その他の伝染病

インフルエンザの出席停止期間について

(平成 24 年 4 月から変更になりました)

- ●発症してから5日を経過している し **両方の条件を満たしていると、**
- ●解熱してから2日を経過している

両方の条件を満たしていると、 登校する事ができます。

## ◎例えば、発症後1日目に解熱した場合

 発症
 発症後
 発症後
 発症後
 発症後
 発症後

 1日目
 2日目
 3日目
 4日目
 5日目
 6日目

発症 解熱 解熱後 解熱後 2日目 以内なので 登校 可能

## ◎例えば、発症後4日目に解熱した場合

発症発症後発症後発症後発症後発症後1日目2日目3日目4日目5日目6日目7日目

発症 解熱後 解熱後 1日目 **登校** 可能

※薬で熱が下がっても、インフルエンザウィルスの感染力はしばらく の間残っています。まん延を防ぐためにも、出席停止期間を守って ください。

### ③保健室休養と応急処置

・学校生活の中で、けがをした場合は応急処置をします。ただし継続的な手当てや、家庭内でのけがを診ることはできません。また、しばらく休養すれば回復すると思われる体調の場合は、保健室で休養してもらいます。発熱や医師の診察が必要と思われる時は連絡しますので、学校まで迎えに来てください。



・投薬は医療行為に当たりますので、教職員が行うことはできません。処方上、 学校での服薬が必要な場合は、自己責任となります。ご理解をお願いします。

### ④ 救急連絡カードについて

・緊急な連絡が必要な時のために、連絡先やアレルギー体質について教えていただきます。カードは入学後お渡ししますので、できるだけくわしく正確にご記入ください。途中、電話番号等変更があった場合は、速やかに連絡をお願いします。

個人情報の保護には十分配慮(鍵付保管庫)していますので、携帯電話の番号もお書き添えください。

### ⑤その他

- ・学校の管理下で怪我が発生した場合、保護者の方が医療保険を使って1件の怪我につき1,500円以上支払われた場合(市立長浜病院、長浜赤十字病院等における初診時特定療養時(5,400円)は対象外)、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に加入されていますと医療保険並の療養に要する費用4/10が支給されます。詳細については入学後お知らせしますが、加入されますようお勧めします。
- ・学校で下着(パンツ)を汚された時は新品を使用していただきますので、翌日 以降に新品の下着をご用意いただき返却ください。



# 3. 安全管理について

近年、学校内外において児童の生命や安全が脅かされる事件が多く発生しています。 このため、学校は保護者の皆さんや地域住民と連携し、協力を得ながら児童の安全確保 に努めなければなりません。児童の安全確保のため、学校では以下のような取り組みを 進めています。

### (1) 校内体制の整備

児童の安全確保は学校の最優先事項であることから、部外者の出入り口を校舎南側の正面玄関に限定し出入口の施錠を前提としています。また、訪問者名簿を作成したり、名札をつけていただいたりするのもこの取組の一つです。

さらに、「危機管理マニュアル」の作成と共通理解・緊急時対応の訓練実施・学校施設の安全確保のための定期点検など、常に職員の危機管理意識を高めるような働きかけを行っています。

### (2) 地域との連携

児童の安全確保は、保護者や地域住民との連携を密にして行かなければなりません。このため、「開かれた学校」づくりに努めていく必要があります。保護者や地域住民の皆さんに学校施設を利用して児童の安全を確保していくことができます。より多くの目で児童の安全を確保していくという観点から考えると、「開かれた学校づくり」が今後ますます大切になってきます。



# 4. 個人情報の取り扱いについて

本校では、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」や文部科学省の指針、および長浜市の条例に従い次のように取り扱います。趣旨をご理解いただき、ご了承いただきますようお願いします。

### (1)個人情報とは

名前、住所、電話番号、生年月日など、個人が特定・識別できる情報です。 学校では次の方法によってのみ、個人情報を収集、保有します。その他第三者から、 個人情報を収集することは一切ありません。

- ①保護者やお子様からの提出によるもの
- ②「就学通知書」等、関係諸機関からの法令に基づいた送付によるもの

## (2)個人情報の利用目的

- ① 入学や転学、進学手続きのため
- ② 教育活動や学校生活全般に関わる管理や連絡のため
- ③お子様や保護者への連絡や、必要書類発送のため
- ④ 身体・生命を保護するため (校長が緊急の必要を認めた場合に限る)
- ⑤各種競技会、展覧会等の名簿提出に係る連絡・報告

### (3)個人情報の作成・管理

学校が作成・保有する個人情報については、学籍関係・学習評価・名簿等があり、保護者の方からご提出いただいた自動連絡カード、救急連絡カードも含まれます。これらは紛失や流出などの事故がないよう、厳正に管理しています。また、成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態など、一切の個人情報についても同様に管理しています。

なお、校内では情報管理責任者を置き、個人データの保護と管理について、整備管理 体制の充実に努めています。

#### (4) その他

- ①尿検査等を専門業者に委託する場合があります。委託する業務に個人情報が含まれる場合は、業務委託契約を締結し、情報が紛失・流出することのないよう、適切な措置を講じます。
- ②教育活動に関する記録写真のうち、明らかに個人が特定できるもの以外は、広報誌などに掲載・使用することがあります。
- ③学校だよりや学級・学年通信、ホームページ等に子どもたちの顔や姿の写真をのせることがあります。不都合な場合は、申し出てください。
- ④学校が保有する個人情報については、本人および保護者に限り、開示や訂正を求めることができます。
- ⑤個人情報の取扱いに関してご不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。

# 各種事務手続きについて

# 1. 学校徴収金について

(1)振替する費目及び金額について 教材費等 合計額を1件として振替 手数料20円

(2) 実施開始予定日および振替日について

2020年4月分より

毎月26日振替

\*26日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日

(3)指定金融機関について 滋賀銀行関西みらい銀行 長浜信用金庫 北びわこ農業協同組合 大垣共立銀行 各本支店

### (4)手続きについて

「預金口座振替申込書」「預金口座振替依頼書」(A3 サイズ)の用紙に必要事項を 記入、押印しご提出ください。なお、金融機関届出印は、ご確認の上鮮明に押印を お願いします。

\*お子様1名につき1件の登録になります。

\*この手続きにより学校が取得した個人情報については、目的以外に利用することはありません。

※在籍中に金融機関や口座等の変更をされる場合は塩津小学校事務担当者 までご連絡ください。

### (5) その他

\*振替日が月末になるため会計処理上、年度末の3月の口座振替はしません。

\*未納が生じた場合は、学校より通知しますので、事後対応についてよろしくお願いします。

# 楽しい学校生活のために

# 1. 学校生活で困ったとき

なにかあったらまず担任に相談を

学校は集団生活の場です。色々な個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。そして時には人間関係がうまくいかな

い場合や、トラブルになることもあります。もし何か問題が起こったり、気になることがあったりした時は、遠慮なく担任にご連絡ください。電話や手紙、連絡帳などどのような方法でも構いませんので気軽にご相談ください。

学校への疑問などについても気軽にご相談ください

お子さまが、学校の様子を多く話すことはとてもよいことです。保護者の皆様も、学 校のことがよくわかると思います。

しかし時には、お子さまからの情報が誤っていたり、一部だけを伝えてしまったりすることで、保護者の皆様が担任や学校に対して疑問をもたれることもあります。そのような疑問をそのままお子さまの前で話しされると、学校に対するお子さまの不安感も強くなりますし、ひいては保護者と担任との意識のすれ違いが大きくなってしまうことにもなりかねません。

お子さまの話で、担任や学校に対する疑問が生まれた時には、まず担任にご連絡ください。話し合うことで、問題の多くは解決することができます。

## 学校全体で支援しています

学校では、担任以外にも多くの教職員がお子さまの成長を見守っています。担任と連絡を取り合っても問題が解決しない場合や、ほかの職員に相談したいと思われるケースがあるかもしれません。そんな時は、担任以外の教職員に連絡を取ってください。また、常時、教育相談の窓口も設けております。学校ではお子さまの成長を第一に考え、保護者の皆さまの声を大切にし、柔軟に対応していく用意があります。学校と家庭で協力関係をつくることが一番大事なことだと考えています。

## 学校以外に様々な支援組織もあります

子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、一人で悩まずに 色々な相談窓口で話してみませんか?きっとよい解決方法が見 つかるでしょう。詳しくは学校までお問い合わせください。



# 2. 不登校について

お子様が登校しにくいときがあるかもしれません。

この場合、原因はひとつとは限らないことが多く、原因を突きとめることよりも、登 校できるようにすることが大切です。

そのためには、早い段階で、学校にご相談ください。早ければ早いほど、早期に解決でくることが多く、また、何より、お子さまや保護者の負担を軽減することになるからです。

学校は、全ての子どもたちが、元気に登校してくれることを願っています。

# ○気になる症状がみられたら・・・まずは相談してください。

朝になると体調の悪さを訴えたり、しんどそうにしている。	
原因不明の微熱や腹痛などの身体症状が続いている。	
何らかの理由をつけて学校を休みたがる。	
学校からもどってくると元気になる。	
夜遅くまで起きていて、寝るのをいやがる。	
家に帰ってからは、友達と遊ばずにひとりで過ごしている。	
理由ははっきりしないが、イライラしている。	
必要以上に甘えてくる。	

# 3. いじめについて

いじめは子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは、SNSによるいじめ等、一層見えにくいものになっています。

学校は、「どの学校・学級にもいじめはおこりうる」という認識のもと、「いじめは 人として絶対に許されない行為である」という強い意志のもと、いじ めの未然防止・早期解決のための教育に取り組んでいます。

いじめ問題の解決の決めては、早期発見にあるといっても過言ではありません。しかし、いじめは、おとなの知らないところ、見えにくいところでおこることが多く、いじめられている子どもは、ひとりで悩んでいることもあります。ですから、アンテナを高くし、子どもたちのSOSをキャッチすることが大切です。

子どものSOSを感じたら、すぐに担任(担任以外の職員でも)に相談してください。 学校全体でいじめの解消に向けて取り組みます。

不幸にもいじめがおこってしまった時は、いじめられている子どもに「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて安全な学校生活が送れるように努めます。 いじめを解決することはもちろんのこと、子どもたちに正しい判断力を身につけさ せ、二度と同じことが繰り返されないように、保護者の皆様と協力して取り組んでいき ます。

# いじめ早期発見チェックポイント

1	持ち物をなくすことが多くなる	
2	衣服が破れたり、汚したりすることが多くなる	
3	身体に見慣れないあざや傷がある	
4	学用品に落書きや破損のあとがみられる	
5	微熱、吐き気、腹痛、頭痛を訴えることが多くなる	
6	朝、なかなか起きてこなくなる	
7	朝、トイレに入ると、なかなか出てこなくなる	
8	妙に暗くなったり、キレやすくなったりする	
9	弟や妹をいじめるようになる	
10	話しかけても、ぼうっとしている	
11	笑わなくなる	
12	食欲がなくなる	
13	不眠が続く	
14	友だちが家に遊びにこなくなる	
15	頻繁に電話がかかってくる	
16	外出しないようになる	
17	家族との接触をさけ、何か隠しているようなそぶりを見せる	
18	ケータイやパソコンを見なくなる	

# 4. 児童虐待について

児童虐待は、大きな社会的問題となっており、同時に、子どもたちの健全な心身の成長を大きく妨げる問題でもあります。

学校は、家庭以外で一番長い時間を過ごす場であり、児童虐待の防止については、大きな役割を担っています。

保護者の皆様からの子育ての相談をお受けすることや、やがて大人になる子どもたち に、子育てにつながる教育実践を行うことなどは児童虐待の防止にとって、とても大切 です。

教職員は、そのことを十分に自覚し、適切に対応できるよう心がけています。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、学校は児童虐待を発見した時だけでなく、児童虐待が疑われる場合にでも通告する責任(通告義務)が課されており、以下のような子どもを発見した場合は速やかに通告することとなっています。



# 虐待の種類

# 身体的虐待

殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける等身体に傷を 負わせる、しつけと称して長時間の正座をさせたり食事を与えない、 その他、溺れさせる、冬や夜中に戸外に閉め出すなど

# 性的虐待

子どもにわいせつな行為を行ったり強要する、性器や性交を子どもに見せる、子どもの裸体を写真やビデオに撮影したり、ネット上に掲載したりするなど

# ネグレクト (養育放棄・怠慢)

朝ごはん、晩ごはんなど食事を与えない、衣服や下着を不潔なまま連日着せている、病気やけがをしても病院に連れて行かない、遅刻や 欠席を繰り返し学習する権利を奪うなど

# 心理的虐待

言葉による脅し、罵声をあびせる、甘えてきても無視する、きょうだい間で明らかに対応が違う、DVの場面を見せるなど子どもの自尊心を傷つける言動

※DV…ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者などへの暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動

# 5. 悩み事の相談機関

■長浜市の相談機関について

長浜市には、いくつかの相談機関があります。学校と協力して少しでも子どもの心が元気になるよう支援していただいています。



○教育センター(教育相談室) La: 74-3702 不登校の解消や対人関係能力の向上・発達に関する支援や相談を希望される場合は、原則、学校を通して申込をしてください。

# ○長浜青少年センター

長浜市内保町 2490 番地 1 長浜市役所浅井支所 2 階 Tat 0749-74-3330※0749-74-3366 あすくる長浜(直通)

○木之本青少年センター

長浜市木之本町木之本 1757 番地 2 長浜市役所北部振興局 3 階 1m 0749-82-4798 木之本青少年センター



MEMO	